

# カントの倫理学におけるア・プリオリな

## 総合的命題の可能性について

小林 富美子

### — 序 —

ア・プリオリな総合的命題は如何にして可能であるかという問いは、周知の如く、「純粋理性批判」において展開される、カントの認識論の中心的課題である。これに対し、カントの倫理学においては、ア・プリオリな総合的命題は如何にして可能であるかという問いは提出されていない。少なくとも、「純粋理性批判」における様な明確な形では、問いは投げ掛けられていない。しかし私は、ア・プリオリな総合的命題の可能性への問いは、確かに表だっていないが、それにもかかわらず、カントの倫理学の根底に置かれた中心的課題であると考え。カントは、「純粋理性批判」の第二版序言において、二種のア・プリオリな理性認識、即ち、理論理性認識と実践理性認識に言及している<sup>(1)</sup>。此処から、すでに「純粋理性批判」が成立した時点において、ア・プリオリに対象に関係する認識を、理論と実践の両面において明らかにしようとする意図が働いていたことが汲み取られる。「実践理性批判」において、カントは、理論理性と実践理性は、共に純粋理性としては、同一の能力であることを語り、両理性の体系的形式の類似と差異について言及している<sup>(2)</sup>。従って、「実践理性批判」は、実践理性を、理論理性との統一において把握しようとする試みであると解される。しかし、この統一が何であるかについては、カントは明確には語っていない。以上の論稿は、「人倫の形而上学の基礎づけ」と「実践理性批判」において展開されるカントの倫理学を、ア・プリオリな総合的命題の可能性という視点から考察し、実践理性と理論理性の統一をも考えあわせようとするものである。

#### (1) 「人倫の形而上学の基礎づけ」におけるア・プリオリな総合的命題の可能性

「人倫の形而上学の基礎づけ」は三章から成る。第一章と第三章は、定言的命法の定式化の試みであり、第三章は、如何にして定言的命法が可能であるかという課題の解決の試みである。定言的命法はア・プリオリな実践的総合的命題に外ならず、従って、この著作は、如何にしてア・プリオリな実践的総合的命題が可能であるかという課題の解決へと向かっていると解される。

第一章と第二章は、日常的に行なわれている、義務に基づく行為の分析によって、道徳の原理を義務の原理として樹立する過程である。義務の原理は定言的命法に外ならない故、その過程は、道徳の原理を定言的命法として確立する過程でもある。その際、定言的命法は、仮言的命法との対照において定式化される。命法とは、意志規定を命令として表わす

言語形式であり、すべての命法は、定言的命法であるか、仮言的命法であるかである。定言的命法においては、法則の表象そのものが行為に際しての意志の規定根拠であるのに対し、仮言的命法においては、法則の表象に従って、行為することから期待される結果が意志の規定根拠である。定言的命法においては、仮言的命法において見出される様な、行為から期待される結果が、意志の規定根拠から排除されるが故に、意志の規定根拠としては、法則の表象のみである。従って、定言的命法は、「汝の格率が、普遍的法則となることを、汝が同時にその格率によって意志しうる場合にのみ、その格率に従って行為せよ」と定式化される。格率が意志規定の主観的原理であるのに対し、普遍的法則は意志規定の客観的原理である。従って定言的命法は、意志規定の主観的原理たる格率が、意志規定の客観的原理たる普遍的法則に適合することを命じる命題である。定言的命法は、その意味で、意志の意志に対する関係、即ち意志の働きを表わす命題である。カントは、意志の働きからみて、仮言的命法を分析的命題、定言的命法を総合的命題と見做す。仮言的命法は、意志の働きという点から見れば、目的を意欲する者は、その目的に必要な手段をも意欲するという意志の働きを表わし、目的への意志は、その目的を実現する行為への意志を含んでおり、前者の意志と後者の意志の結合の関係は分析的であるとされる。これに対し、定言的命法は、普遍的法則によっては必ずしも規定されない主観的性質を持つ意志が、普遍的立法的意志と結合する関係を表わす命題である。カントは、後者の意志の概念は、前者の意志の概念には含まれていないと考えることによって、両意志の結合を総合的と見做し、定言的命法を総合的命題として把握する。この様な両意志の総合的結合の関係が表現するものが、当為 (sollen) であり、実践的強制、あるいは実践的必然性であり、義務である。定言的命法が総合的命題として把握されることの内には、必ずしも法則と一致しない人間の主観的意志の不完全性の洞察、即ち、人間の意志は、意志作用が必然的に法則と一致する様な聖的意志でないという洞察がある。

定言的命法が表現する当為は、又定言的命法がア・プリアリな命題であることをも示しており、「人倫の形而上学の基礎づけ」の第三章は、定言的命法がア・プリアリな命題であることの証明の試みである。前述の様に、定言的命法においては、必ずしも法則には一致しない主観的意志と普遍的立法的意志の結合の関係が表わされており、両意志のア・プリアリな結合の証明は、自由の理念を介して遂行される。自由は意志の原因性として把握され、その際、自由の二つの意味、即ち消極的意味と積極的意味が区別される。前者が、感性的主観的規定的原因からの意志の独立性であり、後者は、意志の自己立法、即ち意志の自律である。この様な自由の把握が、理性的存在者としての人間を、感性界と知性界の両界に属する存在として把握することを可能にする。感性界に属する理性的存在者としての人間の意志は、感性的欲求と傾向によって触発される意志であり、これに対し、知性界に属する理性的存在者としての人間の意志は自由な意志、即ち、感性的主観的規定原因から独立な自律的意志である。定言的命法における、法則に必ずしも一致しない主観的意志と、普遍的立法的意志の関係は、感性界に属する意志と、知性界に属する意志の間に相等する。感性界と知性界は、並立関係において把握されているのではなく、従属関係において把握されている<sup>(4)</sup>。定言的命法において、感性界に属する意志は、知性界に属する意志

に従属するという関係において、知性界に属する意志に結合する。即ち、知性界に属する意志が、感性界に属する意志に対する制約となるという関係において、両意志は結合する。知性界に属する意志は、ア・プリオリに立法する自律的意志であり、この意志が、感性界に属する意志に対する最高の制約として、感性界に属する意志と結合することによって、両意志のア・プリオリな結合が可能である。そして、この点に、定言的命法がア・プリオリな命題であることの証明は見い出される。定言的命法において表わされる両意志の区別と、ア・プリオリな結合は、自由の消極的概念と積極的概念に根拠づけられている。

## (2)「実践理性批判」におけるア・プリオリな総合的命題の可能性

「実践理性批判」の根本思想は、既に「人倫の形而上学の基礎づけ」において叙述されており、従って、両著作は、根本思想においては変わりはないが、方法論を異にする。「人倫の形而上学の基礎づけ」が、日常見い出される義務の概念から出発して、道徳の原理を定言的命法として確立する方法を取るのに対し、「実践理性批判」は、道徳の原理を、理論理性との対比、あるいは統一において、純粹実践理性のア・プリオリな原理として体系的に確立する方法を取る。前章において、私は、まず、定言的命法が総合的命題であること、次に定言的命法がア・プリオリな命題であることを示すことによって、定言的命法が如何にしてア・プリオリな総合的命題でありえるかを明らかにした。「実践理性批判」においては、定言的命法が総合的命題であることに関する叙述は、ほとんど見い出されず、定言的命法が如何にしてア・プリオリな命題でありえるかということを明らかにすることに、<sup>(5)</sup> 叙述は向けられている。そしてこのことは、認識論において根本概念であった形式と質料概念を用いることによって遂行されている。形式と質料概念は、既に「人倫の形而上学の基礎づけ」において用いられており、「実践理性批判」において新たに現われる概念ではない。「実践理性批判」は、形式と質料概念によって、道徳の原理を体系的に確立する試みであり、この試みは、「人倫の形而上学の基礎づけ」に対して、この著作を性格づけるものである。そして、この点に、カントが実践理性を理論理性との統一において把握しようとする意図が読み取れるのである。しかし、如何にしてア・プリオリな認識が可能であるかという同じ問いは、<sup>(6)</sup> 理論理性、実践理性において、それぞれ異なった局面を当然のことながら持っている。この異なった局面を明確にしつつ、形式と質料概念を介して、実践理性を、理論理性との統一において把握しようとする試みが、「実践理性批判」である。如何にしてア・プリオリな認識が可能であるかという問いは、理論理性において、如何にして対象をア・プリオリに認識する理性認識が可能であるかという問いであり、実践理性においては、如何にして意志をア・プリオリに規定する実践理性認識が可能であるかという問いである。対象をア・プリオリに認識する理性認識は、可能的経験の対象との連関において可能であった。それに対し、ア・プリオリに意志を規定する実践理性認識の可能性の問いは、意志の規定根拠に関わっており、この問いの解決においては、理性は意志との関係において考察される。

意志とは、「表象に対応する対象を産み出す能力であるか、又は、この対象を産み出す為に、(その物理的能力が十分であるか否かに関せず)自己を、即ち自己の原因性を規定

する能力<sup>(7)</sup>」である。意志は、自らの原因性を規定するに際して、何らかの表象を前提とし、意志規定の原理を表象する能力が、実践理性である。実践理性は意志であるとも言われる。このことは、行為に際して、理性と意志の働きは離れ難く結びついており、一体であるということからの帰結であると解される。しかし、意志は理性の表象なしには、自らの原因性を規定しえないのであり、理性と意志の間には、常に、理性は意志を規定するという関係が成り立っているのである。従って、如何にして意志をア・プリオリに規定する実践理性認識が可能であるかという問いは、我々を、意志の規定根拠としての理性表象の探究へと導びく。

意志の規定根拠を表わす概念として現れるのが、形式と質料概念であり、実践的原理は、これらの概念によって構築される。実践的原理の質料が意志の規定根拠となる実践的原理が、質料的実践的原理である。言いかえれば、質料的実践的原理とは、欲求能力の対象を意志の規定根拠として前提する実践的原理であり、これは、自愛、即ち自己幸福の原理に帰着する。何故なら、意志の規定根拠を欲求能力の対象に求めることは、意志の規定根拠を、その対象の現実性から期待される快の感覚に求めることを意味し、快の意識が幸福であり、幸福を意志の規定根拠にす原理が自愛の原理だからである。この様な質料的実践的原理において、意志の規定根拠を成しているものは、その現実性が欲求されるころの対象の表象と、その対象の現実性から期待される快の感覚の表象、即ち、その対象の表象の主観への関係の表象であり、これらの表象が質料概念を形成している。質料概念を形成するこれらの表象は、従って、主観の主観的制約に依存しており、経験的に認識される理性表象であり、それ故、すべての理性的存在者に対する客観的妥当性を与えることができない。従って、経験的に制約された理性表象を意志の規定根拠とする質料的実践的原理は、ア・プリオリな実践的認識を可能にすることはできない。

実践的原理から、その質料が捨棄される場合に残るものが、その形式である。実践的原理の形式は、実践的原理の普遍性にある。実践的原理の形式は、従って、主観的、経験的に制約された理性表象には求められず、この様な表象から独立に、理性自身が産み出す表象、即ち純粋理性のア・プリオリな表象に求められる。この純粋理性のア・プリオリな表象が、実践的法則としての定言的命法に外ならず、これが意志の規定根拠となる場合のみ、ア・プリオリな実践的認識が可能である。ア・プリオリな実践的認識とは、従って、意志の規定根拠についての純粋理性のア・プリオリな認識である。

ア・プリオリな実践的認識の可能性の証明は、「実践理性批判」においては、意志の規定根拠としての、形式概念と質料概念の区別に基づき、そして、ア・プリオリな実践的認識は、実践的法則の形式が意志の規定根拠となることによって可能である。しかし、実践的法則の質料は、全く切り捨てられてしまったのではない。このことについて、カントは例えば、次の様に言う。「故に、確かに格率の質料は残るのである。しかしながら、それが格率の制約であってはならない。何故なら、そうだとすれば、格率は法則たりえないであろう。故に、質料を制限する、法則の単なる形式は、同時に、この質料を意志に付加する根拠でなければならないが、しかし、この質料を前提とはしない根拠でなければならない<sup>(8)</sup>」此処では、法則の形式は、法則の質料を制限するものと見做されている。即ち、法則

の形式は、法則の質料に対する制約として見做され、法則の質料は、法則の形式に従属しなければならぬものとして見做されている。質料と形式の間には、この様な従属関係が成り立っており、ア・プリオリな実践的認識の可能性は、この関係に基づいている。格率が普遍的と一致することを命じる定言的命法は、従って、法則の質料を法則の形式の下に従属させつつ、法則の形式を格率に採用することを命じるのである。形式と質料の従属関係は、「単なる理性の限界内における宗教」において展開される善悪観においても見い出される。定言的命法に従って行為することは、善を実現することである。定言的命法において見い出される、形式と質料の従属関係が転倒することに悪は見い出される。人間の根本悪は、動機の道德秩序の転倒として把握される。カントは、このことを次の様に語る。「従って、人間が、(最も良き人間でも)悪であるのは、ただ彼が動機を自らの格率に採用する際に、その動機の道德的秩序を転倒することのみよるのである。転倒するとは、人間は道德法則を自愛の法則とともに格率のうちに採用はするが、しかし彼は一方が他方と並んで存立することができず、一方がその最高の制約としての他方に従属しなければならぬことを認めるから、そこで彼は、むしろ道德法則こそが、自愛の動機とその傾向性を満足させる最高の制約として意志の普遍的格率のうちに唯一の動機として採用さるべきであるのに、自愛の動機とその傾向性を、道德法則遵守の制約とする、ということである<sup>(9)</sup>」動機としての道德法則は、道德法則の形式を成し、自愛の動機は、道德法則の質料を成す。善悪の区別は、動機の道德的秩序の従属関係にあり、従って、この区別も、形式と質料の従属関係にあると言うことができる。

形式と質料の従属関係は、「純粹理性批判」においても認められる。現象の質料を、悟性と感性の形式の下にもたらすことによって経験的認識は可能である。即ち質料を形式の下に従属させることによって、経験的認識は可能である。そして、ア・プリオリな認識は可能的経験の対象との連関において可能である。ア・プリオリな認識は、経験の可能性の形式として考えられ、可能的経験の対象は、経験の可能性の質料として考えられるが故に、ア・プリオリな認識は可能的経験の対象との連関において可能であるということは、形式は質料との連関において可能であることを意味すると考えられる。そして、この形式と質料の連関は、前述の様な、形式と質料の従属関係を前提しているが故に、形式は質料との連関において可能であるということは、形式は、形式と質料の従属関係を前提として質料との連関において可能であるということを意味すると考えられる。従って、理論理性におけるア・プリオリな認識の可能性も又、形式と質料の従属関係に基づいているのである。

カントの認識論と倫理学は、従って、形式と質料概念と、両概念の間に成り立つ従属関係を基礎として、ア・プリオリな認識を形式として確立する試みであり、この点において、理論理性と実践理性の統一を見出すことができる。ア・プリオリな認識とは、普遍性、必然性を持つ認識であり、その故に、すべての主観に対して客観的妥当性を持つ認識である。従って、ア・プリオリな認識の可能性の問いは、同時に、認識の客観的原理の可能性への問いでもあったのである。

### (3)ア・プリアリな総合的命題の可能性の根拠としての自由概念

私は、第一章において、定言的命法は、知性界に属する意志と感性界に属する意志の総合的結合を表わす命題であり、知性界に属する意志が、感性界に属する意志に対する制約であることによって両意志のア・プリアリな結合が可能となることを示した。第二章においては、私は、意志の規定根拠としての形式と質料概念に着目し、ア・プリアリな実践的認識の可能性を形式と質料の間に成り立つ従属関係に基礎づけた。知性界に属する意志の働きは形式を形成し、感性界に属する意志の働きは質料を形成するが故に、第一章と第二章において示されたことは、内的連関を持っているのである。ア・プリアリな総合的命題の可能性は、上述の様な二元的概念と、両概念の間に成り立つ従属関係とに基づいており、これを可能にするのが、第一章で既に述べられた様に、自由概念である。自由の概念は、カント哲学において様々な局面を持って現われるが故に、自由の概念を、様々な局面から考察することによって、ア・プリアリな総合的命題の根拠として解明することが、この章の目的である。

自由の概念は、まず「純粋理性批判」の純粋理性の第三の二律背反において現われる。理性は、被制約者に対して、制約の側において、絶対的総体性を要求し、無制約者を求める能力である。第三の二律背反においては、無制約者は、被制約者に対する制約の全系列と、その系列の第一項とに求められる。前者が自然必然性であり、後者が自由による原因性、即ち超越論的自由である。この超越論的自由は、現象の系列の第一起始を説明する宇宙論的理念として現われ、何ら実践的意味を持たない。しかし、二律背反の解決がなされることによって、超越論的自由は、実践的意味を持つ。

自然必然性とは、原因の原因性は再び原因を必要とするという仕方では無限に続く原因の、時間における結合である。この様な現象の系列の制約を、現象ならざる、即ち可想的制約として、現象の系列の外に求めうるのであり、この制約は、現象の経験的に無制約的制約、即ち、超越論的自由として思考され、ここに、超越論的自由の原因性は、現象の外にありながら、その原因性の働きの結果は、現象として自然法則に従うという関係が成り立ちうる。この様な仕方では自由と自然必然性が成り立つのは、人間の行為においてであり、超越論的自由は、人間の理性の原因性に帰せられることによって、実践的意義を持つ。即ち、「自由の実践的概念は、自由の超越論的理念に根拠づけられている<sup>10</sup>」超越論的自由における、自然法則からの独立性という意味によって、自由の実践的概念が可能である。例えば、「実践理性批判」においては、格率の単なる立法的形式によってのみ規定される意志の性質は、超越論的意味における自由であるとされている<sup>11</sup>。

超越論的自由が、自然法則からの独立性と、現象の系列を自ら始める原因の絶対的自発性によって性格づけられる時、我々は、人間の行為を、現象として考察する立場に立つ。これに対し、自由の実践的概念は、人間が、自らを行為の主体として反省する時に把握される。自由の実践的概念は、既に第二章において考察された様に、消極的概念と積極的概念によって性格づけられる。法則の質料からの独立性という自由の消極的意味と、普遍的立法的形式による意志規定という自由の積極的概念とが感性界と知性界の区別を可能にし、道徳法則の知性界における存在を可能にする。純粋理性の事実が意味するものは、道徳法

則が知性界において現実に存在しているという事実である<sup>02</sup>。この知性界における道徳法則の現実性が、自由の現実性、即ち、客観的実在性を与える。この自由の客観的実在性の主張は、「実践理性批判」において明確になされるが、「人倫の形而上学の基礎づけ」において、「自由の理念の下においてしか行為しえない存在者は、すべて、まさにその故に、実践的見地において現実に自由なのである<sup>03</sup>」という主張が見い出されることから、既に、この著作においても存在していたと考えられる。

この自由の現実性の主張は、重要な意義を持つ。既に第一章において感性界と知性界の間には、従属関係が成り立つことを考察した。この従属関係は、自由の現実性によって可能なのである。例えば、「人倫の形而上学の基礎づけ」においては、「知性界は感性界の根拠を含み、従って又感性界の根拠を含む故に<sup>04</sup>」と言われ、「実践理性批判」においては、「この法則は、感性的自然としての感性界に（理性的存在者に関して）、知性界、即ち超感性的自然の形式を、感性界の機制を破毀することなしに賦与すべきである<sup>05</sup>」と言われ、「超感性的自然、即ち純粹知性界を、我々が単に理性において認識する原型的自然（natura archetypa）と呼び、感性界を模造的自然（natura ectypa）と呼ぶうだろう。何故なら、感性界は、意志の規定根拠としての、純粹知性界の理念の可能的結果を含むから<sup>06</sup>」と言われる。この様に言われる時、自由の現実性は前提されているのである。ア・プリアリな総合的命題は、感性界と知性界の従属関係によって可能であると言う時、更に、この関係を可能にしている自由の現実性に至り、従って、ア・プリアリな総合的命題は、自由の現実性によって可能であると言うことができる。

我々は、最後に、ア・プリアリな総合的命題の可能性の根拠としての自由の現実性に至った。自由の実践的概念は、超越論的自由に根拠づけられており、超越論的自由の可能性は、現象と物自体の区別に基づく超越論的観念論に基づいていることを考えるならば、ア・プリアリな総合的命題の可能性は、超越論的観念論に基づいていると言える。理論理性におけるア・プリアリな総合的命題の可能性も、現象と物自体の区別に基づく超越論的観念論に基づいていることをも考えあわせるならば、この点においても、理論理性と実践理性の統一を見い出すことができる。

〔哲学 インスブルック大学在学〕

## — 註 —

- (1) KrV, B IX f.
- (2) KpV, S. 89. (以下、アカデミー版の頁数を記す)
- (3) Grundlegung, S. 428.
- (4) Cf. H. J. Paton : Der Kategorische Imperativ. Berlin 1962, S. 303.
- (5) Materie は倫理学においては「実質」と訳出されているが、この論稿は実践理性を理論理性との統一において考察することを目的とするので、認識論における訳語「質料」が採用される。
- (6) 「実践理性批判」においては、如何にしてア・プリアリな認識が可能であるかという問いの提出の仕方はなされていないが、この問いが、この著作においても根底に置かれていることは、序において述べた通りである。
- (7) KpV, S. 15.

- (8) KpV, S. 34.
- (9) Religion, S. 36.
- (10) KrV, A 533 B 561.
- (11) KpV, S. 28 f.
- (12) Cf. L. W. Beck : Kants "Kritik der praktischen Vernunft". München 1974, S. 159 ff.
- (13) Grundlegung, S. 448.
- (14) Ibid. S. 453.
- (15) KpV, S. 43.
- (16) Ibid.



# Über die Möglichkeit der synthetischen Sätze a priori in der Ethik Kants

von Fumiko Kobayashi

Die Frage, wie synthetische Sätze a priori möglich sind, ist die Hauptaufgabe in der "Kritik der reinen Vernunft". Ich sehe diese Frage auch als für die Ethik Kants geltend an. Unter diesem Standpunkt handelt meine Abhandlung von der Möglichkeit der synthetischen Sätze a priori in der Ethik Kants, wobei ich unter diesem Standpunkt aufzeige, was die Einheit der theoretischen und praktischen Vernunft ist, die Kant zwar erwähnt, aber über die er sich nicht ausdrücklich äußert.

Im ersten Paragraphen behandle ich die Möglichkeit der synthetischen Sätze a priori in der "Grundlegung zur Metaphysik der Sitten", wobei ich aufzeige, daß der kategorische Imperativ ein synthetischer Satz a priori ist, und Wie er möglich ist.

Im zweiten Paragraphen behandle ich die Möglichkeit der synthetischen Sätze a priori in der "Kritik der praktischen Vernunft", wobei ich die Möglichkeit der praktischen Erkenntnisse a priori mit der Unterordnung der Materie zur Form begründe, und daß in der Auffassung dieser Unterordnung die Einheit der theoretischen und praktischen Vernunft besteht.

Im dritten Paragraphen zeigt sich, daß sich die Möglichkeit der synthetischen Sätze a priori schließlich auf die Wirklichkeit der Freiheit gründet, wobei ich die Aspekte des Freiheitsbegriffes aufzeige.